

意見書案 第 号

能登半島地震の復旧・復興を最優先に取り組むことを求める意見書

本年1月1日、石川県能登地方を震源として最大震度7、マグニチュード7.6という非常に強く大規模な地震が発生し、特に甚大な被害を受けた石川県では災害関連死を含め240名もの尊い命が失われ、1,000名を超える方々が負傷された。住宅等の崩壊や火災による焼失、断水等によって、今なお1万名を超える多くの方々が、厳しい環境の中、避難生活を強いられている。

政府においては、発災直後から警察・消防・自衛隊を派遣し、捜索活動や情報収集、救命・救助、生活物資等の提供などの対応をはじめ、各省庁の職員を被災地に派遣し、地元自治体を支援するなど、迅速なプッシュ型の対応を行っている。また、激甚災害の指定や2次避難の推進を図るとともに、被災者の方々の暮らしと生業の再建支援を全力で進めているところであるが、その取組みはまだ緒に就いたばかりであり、今後一層の拡充と加速化が求められる。

阪神・淡路大震災で全国から多くの支援を受けた本県として、関西広域連合と連携し、被災地の支援に取り組んでいるところであるが、住居や道路・上下水道・電力等の各種インフラ被害はきわめて甚大かつ広範囲に及んでおり、震災からの早期の復旧・復興には莫大な人員、重機、資材の投入が必要となる。現在、大阪・関西万博の関連工事により大量の人員、重機、資材などが投入されているが、震災復興の妨げになることがないよう、国として緊張感をもって対応していく必要がある。

よって、国におかれては、能登半島地震の被災者の生活をいち早く取り戻し、被災地の復旧・復興を早期に実現するために、何よりも最優先に能登半島地震の復旧・復興に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。